

JP労組北陸退職者の会会報

第40号

2023年10月10日

発行責任者 串田 信行

編集責任者 中西伊知郎

JP労組北陸地方退職者の会「第9回総会」

「親睦と交流」「会員拡大」「会員サポート」活動の前進

「解散総選挙・小沢まさひと（参院選）」の勝利を確認！！

7月22日（土）金沢勤労者プラザにおいて、JP労組北陸地方退職者の会「第9回総会」が開催されました。

総会には、連協代表23名、地方幹事9名、会計監査2名が出席しました。来賓としてJP労組退職者の会「中央幹事会」より増田会長、JP労組北陸地方本部から専従役員5名に参加いただきました。

増田会長からは、「第9回全国総会（7月4日）で新たに会長に就任しました。皆様とともに、組織の活性化と会員拡大そして2年後の参院選では小沢まさひと再選に全力で取り組んでいくこととします」と挨拶がありました。

JP労組北陸地本の黒崎執行委員長からは、「郵政事業は厳しい状況下にあります。物価高騰により生活も厳しくなっています。現退一体の取り組みで安心して働ける、生活できる環境づくりに取り組んでいくこととします」と挨拶がありました。

総会は寅松議長（能登支部）の進行で、①2022年度の活動報告、②「組織慶弔安定会計」報告、③2023年度活動計画(案)、④会計監査報告が報告・提案され、全てが確認・承認されました。その後、「役員の変更」が提案され、新役員体制が信任されました。

確認された活動方針は、①コロナ禍で停滞した会員相互の「親睦と交流」活動を連協・支部において再構築する、②会員拡大に向け、現役組織と意思疎通を深め、現退が連携して加入活動に取り組む、③機会あるごとに会員の状況把握を行い、会員サポート活動の前進をめざす、④解散総選挙および2年後の「小沢まさひと」参院選の勝利に向け、現退一体で取り組む、ことが重点課題となっています。

閉会にあたり串田（新）会長から、「退職者の会は生涯にわたり会員をサポートする組織です。皆さんの声を聴きながら活動を前進させていきます」とあいさつがありました。



北陸地方退職者の会「新役員体制」

役職	氏名	連協	支部
会長	串田 信行	石川	石川中央
副会長	川添 晃	富山	富山東部
事務局長	中西 伊知郎	石川	郵政金沢
幹事	笹島 清春	富山	富山西部
幹事	西田 一朗	富山	富山西部
幹事	寅松 清一	石川	能登
幹事	塚本 隆	福井	福井南部
幹事	政所 峯子	福井	福井中部
幹事	近藤 源一郎	福井	福井東部
幹事	尾田 隆	石川	石川中央
会計監査	車谷 芳宏	石川	石川中央
会計監査	東 幹雄	福井	福井東部

※ 尾田幹事は中央幹事を兼任

退任役員の方

幹事：本間 重雄さん（富山連協）
長い間、大変お疲れ様でした。

幹事：坂本 哲治さん（富山連協）
※中央幹事兼任

追悼 本年8月6日（享年75歳）に亡くなりました。初代会長として、設立時から当会をけん引してきていただきました。深く感謝申し上げます、謹んでお悔やみ申し上げます。

「扶養親族等申告書」で人的控除を申告・提出すれば、 年金の所得税(源泉徴収税)が減額となります！

配偶者・扶養・寡婦などの控除が適用となる方は、忘れず提出を！！

公的年金は雑所得として源泉徴収税額が計算され、年金支給の際に源泉徴収(天引き)されます。ただし、課税対象となるのは下表に該当する方です。対象者には、10月までに「扶養親族等申告書」が届きます。

この申告書で人的控除を申告し提出すれば、源泉徴収税額を減らすことができます。届いた方は、以下を参考に申告・提出を検討してください。

※下表より低額の年金受給者の所得税は0円であり、「扶養親族等申告書」は届きません。

< 「扶養親族等申告書」が届く方 >

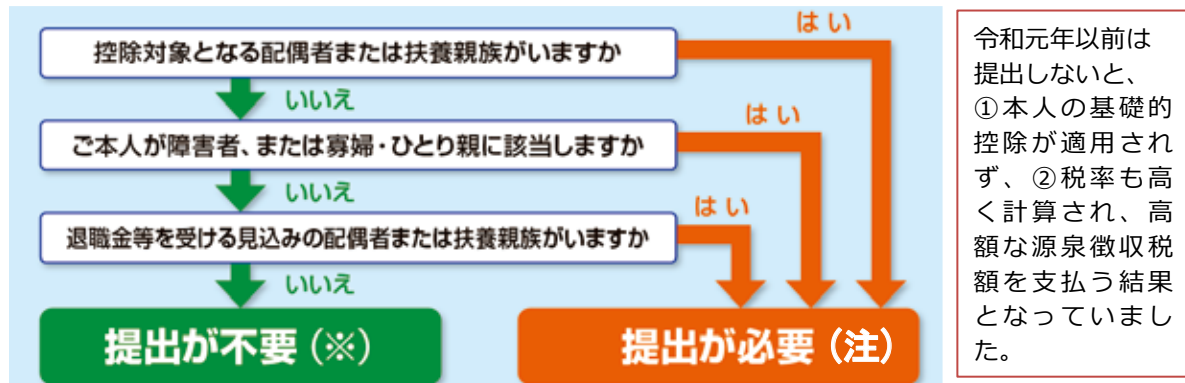
年金を受けている方	令和6年度の見込み額
65歳未満(昭和35年1月2日以後に)生まれた方。	108万円以上
65歳以上(昭和35年1月1日以前に)生まれた方で	
・老齢基礎年金の受給対象の方。	80万円以上
・上記以外(退職年金、減額退職年金など)の方。	158万円以上

- ※・国家公務員共済組合から届いた方は、老齢基礎年金を含まない金額の見込み額。
- ・日本年金機構から届いた方は、老齢基礎年金と老齢厚生年金の合算した見込み額額。

「扶養親族等申告書」の申告・提出について

「扶養親族等申告書」による申告で、「人的控除」を受けれるのは次の4種類です。

- ①配偶者控除 ②扶養親族の控除 ③障害者の控除 ④寡婦、ひとり親控除



※令和2年度から税制改正により、扶養親族等がない方で障害者等に該当しない方は、提出しなくても、源泉徴収税額は同額となりました。

(注)：給与所得があり、会社等に「扶養控除申告書」を提出する方は、2重の控除となるので提出する必要はありません。また、確定申告される方も必要ないといえます。

源泉徴収税額 = (年金支給額 - ①基礎控除額 - ②人的控除額) × 税率 5.105%

源泉徴収税額は、上記の計算式で算出されます。①基礎控除は、年金受給者全員に適用されます。②人的控除の適用は、「扶養親族等申告書」を提出が必要です。

次ページに各控除の概要を掲載しました。配偶者控除や扶養親族控除の対象となる所得額についても簡単に説明を記載しました。

計算例も掲載しましたので、「扶養親族等申告書」提出の参考としてください。

《各控除の概要》

● **基礎的控除の額（月額）** ※受給者全員に適用。

65 歳未満	①年金の月割額×25%+65,000 円 ②上記の計算結果が 90,000 円未満の場合は 90,000 円
65 歳以上	①年金の月割額×25%+65,000 円 ②上記の計算結果が 135,000 円未満の場合は 135,000 円 ③老齢基礎年金の受給者は、上記から月額 47,500 円を減額

● **人的控除の額（月額）**

＜配偶者控除（所得見積額：95 万円以下）＞

一般の配偶者（受給者と生計を一にする配偶者）	32,500 円
老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち 70 歳以上）	40,000 円

受給者の所得額が 900 万円以下の場合の控除額です。

＜扶養親族控除（所得見積額：48 万円以下）＞

16 歳以上の扶養親族（受給権者と生計を一にする親族）	32,500 円
特定扶養親族（扶養親族のうち 19 歳以上 23 歳未満）	52,500 円
老人扶養親族（扶養親族のうち 70 歳以上）	40,000 円

所得見積額とは、対象者の次年度の所得額の見込みです。

＜障害者控除＞

普通障害者	22,500 円
同居の特別障害者	62,500 円
その他の特別障害者	35,000 円

＜寡婦・ひとり親控除＞

受給者が寡婦、ひとり親の場合	寡婦	22,500 円
	ひとり親	30,000 円

※ 所得見積額 500 万円以下の場合。

＜参考：控除対象者の「所得額」の計算＞

所得額は、年金・給与などの支給額から控除額を引いた金額です。複数ある方は合計額となります。

◆ **年金の所得額（支給額－公的年金控除額）**

年齢	公的年金支給額	公的年金等控除額
65 歳未満	130 万円以下	60 万円
65 歳以上	330 万円以下	110 万円

◆ **給与の所得額（給与支給額－給与所得控除額）**

給与支給額(A)	給与所得控除額
162 万 5 千円以下	55 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	(A)×40%－10 万円

※ 「支給額－公的年金控除額」がマイナスとなる場合、所得額は、0 円となります。

共済年金の「源泉徴収税額」の計算例

- **扶養親族（有り）**：72 歳(無職) 退職共済年金 156 万円 (月額 13 万) 老齢基礎年金 76 万円
妻 68 歳(無職) 老齢基礎年金 72 万円 (妻の所得見積額 0 円)

- ① 「扶養親族等申告書」を提出した場合 (月額 510 円) ※年額 6,120 円
源泉徴収税額 510 円 ÷ (支給額 13 万－基礎控除額 87,500－配偶者控除 32,500) ×税率 5.105%
- ② 「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合 (月額 2,169 円) ※年額 26,028 円
源泉徴収税額 2,169 円 ÷ (13 万－控除額 87,500) ×5.105% ※ 配偶者控除は計算されません。

- **扶養親族（無し）**：74 歳(無職) 退職共済年金 156 万円 (月額 13 万) 老齢基礎年 78 万円
- 「扶養親族等申告書」を提出した場合、しない場合も同額 (月額 2,169 円) ※年額 26,028 円
源泉徴収税額 2,169 円 ÷ (13 万－控除額 87,500) ×5.105%

「扶養親族等申告書」を出し忘れた!!、医療費・生命保険控除などがある!!

～そんな方は、確定申告または還付申告の提出を検討しましょう～

年金から所得税を源泉徴収されている方で、「扶養親族等申告書」を出し忘れた方、また医療費・生命保険などの控除などがある方は、確定申告または還付申告（5 年前まで可能）をすれば、所得税・住民税が還付される可能性があります。

そんな方は、退職者の会がサポートしますので、申告を検討してください。

「現退一体」活動の前進に向け、意思疎通をはかる!!

～2023年度「第1回地方幹事会」での確認事項～

北陸退職者の会は9月14日（木）、金沢市内で2023年度「第1回幹事会」を開催しました。

会議には、J P 労組北陸地本の専従役員5名とJ P 共済生協の笹山地方部長に参加いただき、以下の活動の前進に向け協議しました。

「親睦と交流」は創意工夫して

高齢化している組織状況を考慮の上、集まり楽しめる取り組みを創意工夫して行っていくこととしました。会員宅への訪問活動も大切な「親睦と交流」活動であり、各支部において機会あるごとに取り組んでいくことを確認しました。

現役組織からの参加者

J P 労組北陸地本「執行委員会」			
執行委員長	黒 崎	寿	富山
書記長	角 田	智 子	福井
書記次長	池 田	武 雄	石川
執行委員	板 谷	晃 一	福井
執行委員	川 原	将	石川

J P 共済生協「北陸地方部」		
地方部長	笹 山	佳 成
		福井

現会員数の5%拡大をめざす

- (1) 北陸の会員数は現在、882名で発足時（9年前）と比べ300名余り減少している状況です。減少傾向に歯止めを掛け増加をめざし、「現会員数×5%」の拡大目標に今年も取り組むこととしました。
- (2) J P 労組は、60歳以上の組合員を「協力会員」として登録し、退職者の会の活動の周知・理解に努めると全国大会で確認しています。しかし、協力会員は退職時に自動的に正会員になる制度ではありません。**※協力会員は会費を徴収しない。**
- (3) 協力会員の方に、「退職前に正会員の加入申込書を提出していただく」取り組みを、支部段階で前進させていくことが必要と、J P 労組北陸地本に要望しました。取り組み方法・状況については、今後も協議していくことを確認しました。
- (4) なお、会員拡大の活動主体は退職者の会であり、退職者の会の支部役員が中心となって活動していくことが、現役支部との意思疎通・連携強化に必要であり大切と確認しました。

会員サポート活動の推進

- (1) 一人暮らしや高齢夫婦世帯の会員が増えています。また、デイサービスに行っている、介護施設等に入所されている会員も増えています。
- (2) 会員の現状把握は退職者の会の大切な活動です。会員と触れ合う機会を各支部が、創意工夫して増やしていくことを確認しました。
- (3) J P 労組北陸地本「法律相談」や助け合い制度である共済商品の周知、社会保障制度の利用や確定申告のサポートなどについて取り組むことを協議しました。

政治活動の取り組み

物価高騰により生活は苦しくなる一方です。安心して生活できる社会の実現を目指し、予想される解散総選挙や2年後の「小沢まさひと」参院選においては、現退一体で推薦候補の勝利に向け取り組んでいくことを確認しました。